

○三重県森林関連オープンデータの利用に係る「公共データ利用規約（第1.0版）に関する重要情報」

公共データ利用規約（第1.0版）（PDL1.0）における記載例部分について、個別の規定は以下のとおりです。

1. 1) 出典の記載について

ア 本コンテンツを利用する際は、出典を記載してください。出典の記載方法は、以下の例を参考にしてください。

【出典記載例】

- 出典：三重県ウェブサイト（掲載ページのURL）、PDL1.0
(https://www.digital.go.jp/resources/open_data/public_data_license_v1.0)
- 出典：「三重県森林簿」（掲載ページのURL）、PDL1.0
(https://www.digital.go.jp/resources/open_data/public_data_license_v1.0)（○年○月○日に利用）

イ 本コンテンツを編集・加工等して利用する場合は、上記出典とは別に、編集・加工等を行ったことを記載してください。記載方法は以下の例を参考にしてください。なお、編集・加工した情報を、あたかも三重県が作成したかのような態様で公表・利用してはいけません。

【本コンテンツを編集・加工等して利用する場合の記載例】

- 「三重県森林簿（yyyy年mm月dd日時点）」（当該ページのURL）を加工して作成
- 「三重県森林計画図（yyyy年mm月dd日時点）」（当該ページのURL）をもとに〇〇株式会社作成

1. 3) 個別法令による利用の制約があるコンテンツについて

ア 本コンテンツの一部には、以下の法令による制約があります。詳細は各法令を確認してください。

- 本コンテンツと他の情報（氏名・住所を含む個人情報データベース等）を照合することによって、特定の個人を識別したコンテンツ利用を行う場合には、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）に基づいた個人情報の適正な取扱いが必要となることに留意してください。
- 本コンテンツは、三重県が森林法（昭和26年法律第249号）第5条に基づき地域森林計画をたてる際の基礎資料として森林資源の現況を把握することを目的として作成したものであり、以下の点に留意してください。

- ・ 本コンテンツのうち、森林簿・森林計画図については、空中写真の判読等による間接調査により作成している場合があります。地番、面積、林種、樹種等の情報は、必ずしも現地や登記簿と一致しているとは言えません。したがって、所有権、所有界、面積等土地に係る諸権利及び立木竹の評価について証明するものではありません。また、作成時点における森林資源の現況を示したものであり、本コンテンツを利用される現在における森林資源の現況を示すものではありません。